

神戸空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第70号

神戸空港条例施行規則の一部を改正する規則

神戸空港条例施行規則（平成17年12月規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<u>（制限重量を超過した航空機による施設使用の許可）</u> <u>第3条 条例第6条ただし書の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</u> <u>（1）申請者の住所、氏名及び電話番号</u> <u>（2）使用航空機の型式、登録記号、航空機等級番号及び騒音値</u> <u>（3）使用日時</u> <u>（4）使用しようとする施設</u>

(停留の場所)

第3条 条例第6条に規定する規則で定める場所は、エプロン上の市長が指定する場所及び災害の場合その他市長が必要があると認める場合において市長が定める場所をいう。

(制限区域)

第4条 条例第9条に規定する規則で定める区域は、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設の用地であって、市長が定めるものとする。

2 条例第9条ただし書の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(車両使用等の許可)

第5条 条例第10条第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 運転者の条例第9条ただし書の許可に係る番号

(3)～(5) [略]

2 条例第10条第2項の許可を受けよ

(5) 使用目的

(停留の場所)

第4条 条例第7条に規定する規則で定める場所は、エプロン上の市長が指定する場所及び災害の場合その他市長が必要があると認める場合において市長が定める場所をいう。

(制限区域)

第5条 条例第10条に規定する規則で定める区域は、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設の用地であって、市長が定めるものとする。

2 条例第10条ただし書の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(車両使用等の許可)

第6条 条例第11条第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 運転者の条例第10条ただし書の許可に係る番号

(3)～(5) [略]

2 条例第11条第2項の許可を受けよ

うとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(9) [略]

(制限行為の許可)

第6条 条例第11条第2号に規定する規則で定める場所は、給油施設又は危険物の貯蔵施設の用地であって、市長が定めるものとする。

2 条例第11条第3号又は第4号の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

3 条例第11条第5号に規定する規則で定める区域は、喫煙による危険の防止その他の観点から市長が定める喫煙場所以外の区域をいう。

(土地等の使用許可)

第7条 条例第12条前段の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)、(2) [略]

2 条例第12条前段の許可を受けて同条に規定する土地等に工作物を設置

うとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(9) [略]

(制限行為の許可)

第7条 条例第12条第2号に規定する規則で定める場所は、給油施設又は危険物の貯蔵施設の用地であって、市長が定めるものとする。

2 条例第12条第3号又は第4号の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

3 条例第12条第5号に規定する規則で定める区域は、喫煙による危険の防止その他の観点から市長が定める喫煙場所以外の区域をいう。

(土地等の使用許可)

第8条 条例第13条前段の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)、(2) [略]

2 条例第13条前段の許可を受けて同条に規定する土地等に工作物を設置

しようとする者は、前項の申請書に次に掲げる事項を記載した資料を添付しなければならない。

(1)、(2) [略]

3 条例第12条後段の規定による許可を受けようとする者は、あらかじめ、第1項第1号に掲げる事項及び変更に係る事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、前項各号の内容を変更しようとするときは、当該申請書に変更後の同項の資料を添付しなければならない。

4 市長は、航空機の運航に係る施設で特に必要と認めるものについては、前3項の規定にかかわらず、条例第12条の許可に係る手続を別に定めることができる。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、一般駐車場を使用しようとする者は、駐車券の交付をもって条例第12条の許可を受けたものとみなす。

(空港内営業の許可)

第8条 条例第13条第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

しようとする者は、前項の申請書に次に掲げる事項を記載した資料を添付しなければならない。

(1)、(2) [略]

3 条例第13条後段の規定による許可を受けようとする者は、あらかじめ、第1項第1号に掲げる事項及び変更に係る事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、前項各号の内容を変更しようとするときは、当該申請書に変更後の前項の資料を添付しなければならない。

(空港内営業の許可)

第9条 条例第14条第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 条例第13条第2項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 条例第13条第1項の許可の日及び番号

(4)、(5) [略]

(身分証明書)

第9条 条例第17条第3項に規定する規則で定める様式は、別記様式のとおりとする。

(着陸料等の納付)

第10条 条例第18条第2項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1)、(2) [略]

2、3 [略]

(使用料の納付)

第11条 条例第19条第2項の規定による相当な理由があるときとは、次の各号に掲げるときとする。

(1) 国又は地方公共団体が使用する

(1)～(3) [略]

2 条例第14条第2項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 条例第14条第1項の許可の日及び番号

(4)、(5) [略]

(身分証明書)

第10条 条例第18条第3項に規定する規則で定める様式は、様式とする。

(着陸料等の納付)

第11条 条例第19条第2項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1)、(2) [略]

2、3 [略]

(使用料の納付)

第12条 条例第20条の規定による納付は、行政財産の許可使用に関する使用料条例（昭和39年3月条例第80号）又は神戸市道路占用料条例（昭和44年3月条例第42号）の規定の例により行わなければならない。

とき。

(2) ターミナル利用料及び保安検査施設利用料を納付するとき。

(3) 業務用施設、商業用施設、特別待合室、専用駐車場及びチェックインカウンターを使用するとき。

(4) 占用使用に係る使用料を納付するとき。

(5) 一般駐車場に係る使用料を納付するとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(着陸料等及び使用料の減免)

第12条 着陸料等又は使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより着陸料等又は使用料を減額し、又は免除する。

(1) 条例第20条第1号及び第2号に掲げるとき。 着陸料等の免除

(2) 条例第20条第3号から第5号までに掲げるとき。 着陸料の免除

(3) 条例第20条第6号に掲げるとき。 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の減額又は免除

ア～カ [略]

(着陸料等及び使用料の減免)

第13条 着陸料等又は使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより着陸料等又は使用料を減額し、又は免除する。

(1) 条例第21条第1号及び第2号に掲げるとき。 着陸料等の免除

(2) 条例第21条第3号から第5号までに掲げるとき。 着陸料の免除

(3) 条例第21条第6号に掲げるとき。 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の減額又は免除

ア～カ [略]

(4) 条例第20条第7号及び第8号に掲げるとき。市長がその都度定める額の使用料の減額又は免除

(5) 条例第20条第9号に掲げるとき。市長がその都度定める額の着陸料等又は使用料の減額又は免除

2 条例第20条の規定により着陸料等の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 条例第20条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(着陸料等及び使用料の返還)

第13条 条例第21条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に定めるときとする。

(1)、(2) [略]

2 条例第21条ただし書の規定により着陸料等又は使用料の返還を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(4) 条例第21条第7号及び第8号に掲げるとき。市長がその都度定める額の使用料の減額又は免除

(5) 条例第21条第9号に掲げるとき。市長がその都度定める額の着陸料等又は使用料の減額又は免除

2 条例第21条の規定により着陸料等の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 条例第21条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(着陸料等及び使用料の返還)

第14条 条例第22条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に定めるときとする。

(1)、(2) [略]

2 条例第22条ただし書の規定により着陸料等又は使用料の返還を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(選定事業者の選定に係る申請)

第14条 条例第25条第2項の規定による申請をしようとする者は、申請者の名称及び代表者の氏名、住所並びに電話番号その他必要な事項を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(条例第25条第3項の規定に基づく必要な規制)

第15条 市長は、次に掲げる要件を備えていると認められるものについて、その申請により、空港法第15条に規定する空港機能施設事業を行う者（以下「空港機能施設事業者」という。）として指定をすることができる。

(1)、(2) [略]

2～5 [略]

6 航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う空港機能施設事業者は、条例第26条第2項の認可を受けた航空旅客の取扱施設の利用料金（以下「旅客取扱施設利用料」という。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

(1)～(3) [略]

(選定事業者の選定に係る申請)

第15条 条例第26条第2項の規定による申請をしようとする者は、申請者の名称及び代表者の氏名、住所並びに電話番号その他必要な事項を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(条例第26条第3項の規定に基づく必要な規制)

第16条 市長は、次に掲げる要件を備えていると認められるものについて、その申請により、空港法(昭和31年法律第80号)第15条に規定する空港機能施設事業を行う者（以下「空港機能施設事業者」という。）として指定をすることができる。

(1)、(2) [略]

2～5 [略]

6 航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う空港機能施設事業者は、条例第27条第2項の認可を受けた航空旅客の取扱施設の利用料金（以下「旅客取扱施設利用料」という。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

7～14 [略]

(運営権者の業務)

第16条 条例第25条第4項に規定する場合においては、運営権を設定した施設に係るこの規則の規定に基づく市長の業務は、運営権者が行うものとする。

(旅客取扱施設利用料の上限の認可)

第17条 条例第26条第2項前段の認可を受けようとする運営権者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 条例第26条第2項後段の認可を受けようとする運営権者は、あらかじめ、前項各号に掲げる事項、変更しようとする日及び変更を必要とする理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(指定管理者の業務)

第18条 指定管理者に条例第29条第1項の業務を行わせている場合における第3条、第6条、第7条第1項及び第3項、第10条、第11条並びに第13条の規定の適用については、指定管理者が行う同項の業務について適用さ

7～14 [略]

(運営権者の業務)

第17条 条例第26条第4項に規定する場合においては、運営権を設定した施設に係るこの規則の規定に基づく市長の業務は、運営権者が行うものとする。

(旅客取扱施設利用料の上限の認可)

第18条 条例第27条第2項前段の認可を受けようとする運営権者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 条例第27条第2項後段の認可を受けようとする運営権者は、あらかじめ、前項各号に掲げる事項、変更しようとする日及び変更を必要とする理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

<u>れる場合に限り、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</u> （指定管理者の指定の申請に係る書類） 第19条 条例<u>第29条</u>第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1)～(6) [略]	（指定管理者の指定の申請に係る書類） 第19条 条例<u>第30条</u>第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1)～(6) [略]
--	---

様式中「様式（第10条関係）」を「別記様式（第9条関係）」に、「神戸空港条例第18条第1項又は第2項」を「神戸空港条例第17条第1項又は第2項」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。